

通知(抜すい部分)の要旨

給油タンク車を用いて船舶に給油する方式が法令上整備されたことに伴い、船舶の給油取扱所の設置許可申請時に添付する書類等について留意すべき事項が示されたものである。

給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（抜すい 給油タンク車による船舶給油の給油取扱所の設置申請に添付する書類等）

（平成18年4月25日 消防危第106号
各都道府県消防防災主管部長 あて 消防庁危険物保安室長
東京消防庁・各指定都市消防長）

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第6号）、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第31号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成18年総務省令告示第148号）が平成18年4月1日から施行されました。今回の改正により、船舶給油取扱所において一定の要件に適合する移動タンク貯蔵所を給油に用いることができることとされたところです。

今般、これらの技術上の基準に係る運用上の指針を下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、下記事項に十分留意され、その運用に配慮されとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第1 船舶給油取扱所における給油方法に関する事項

従来、船舶給油取扱所における給油方法は、①固定給油設備を用いる方法、②給油配管及びホース機器を用いる方法の2つの給油方法とされていたが、今回の改正で第3に掲げる給油タンク車を用いる給油方法が追加されたこと。なお、当該給油タンク車による給油は、第3(2)の場合を除き船舶給油取扱所以外の場所で行うことはできないものであること。

第2、第3 略

第4 申請書に添付する書類等に関する事項

(1) 移動タンク貯蔵所構造設備明細書

船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車にあっては、「給油設備」欄で「有」及び「(航空機・船舶)」の「船舶」に印を付けること。この場合において、航空機給油取扱所においても用いることができる給油タンク車にあっては、「(航空機)」及び「(船舶)」両方に印を付けること。

(2) 申請書に添付する図面

給油空地に係る技術上の基準への適合を判断するために、危険物の規制に関する規則第4条第2項第3号に基づく図面に、予定される給油タンク車の大きさを破線等により図示すること。

第5 略

液面揺動に伴い浮き屋根に作用する荷重の算出方法の一部見直しについて

(平成18年6月30日 消防危第157号
都道府県消防主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 へて 消防庁危険物保安室長)

通知の要旨

特定屋外貯蔵タンクの液面揺動に伴って生ずる浮き屋根に作用する荷重の算出方法の一部が改められたことに伴い、従前の通知により変更許可の手続が行われたものに対する扱いについて示されたものである。

やや長周期地震動の影響による特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の耐震強度を確認するために用いる液面揺動に伴い浮き屋根に作用する荷重の算出方法については、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成17年1月14日付け消防危第14号。以下「14号通知」という。）第1 1(2)により示しているところですが、平成17年度に消防庁が設置した「やや長周期地震動に係る危険物施設の技術基準に対応した合理的改修方法の開発に関する調査検討会」において、円周方向面外曲げモーメントについての新たな知見が得られたことから、14号通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

③ 関係規定

法 平成18年 64 号 改正
 令 平成18年 6 号 改正
 則 平成18年 96 号 改正

法	政 令 ・ 規 則
〔製造所等の使用停止命令〕 法第12条の2 ② 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 三 第13条第1項の規定に違反したとき。 四 第13条の24第1項の規定による命令に違反したとき。 〔危険物保安監督者〕 法第13条 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、甲種危険物取扱者（甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）又は乙種危険物取扱者（乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で、6月以上危険物取扱いの実務経験を有するもののうちから危険物保安監督者を定め、総務省令で定めるところにより、その者が取り扱うことができる危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならない。 〔危険物保安統括管理者等の解任〕 法第13条の24 市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第12条の7第1項又は第13条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。	（危険物保安監督者を定めなければならない製造所等） 令第31条の2 法第13条第1項の政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所は、製造所等のうち次に掲げるもの以外のものとする。 一 屋内貯蔵所又は地下タンク貯蔵所で、指定数量の倍数が30以下のもの（引火点が40度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものに限る。） 二 引火点が40度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所 三 移動タンク貯蔵所 四 指定数量の倍数が30以下の屋外貯蔵所 五 引火点が40度以上の第4類の危険物のみを取り扱う第1種販売取扱所又は第2種販売取扱所 六 指定数量の倍数が30以下の一般取扱所（引火点が40度以上の第4類の危険物のみを取り扱うものに限る。）で次に掲げるものの イ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物を消費するもの ロ 危険物を容器に詰め替えるもの（危険物保安監督者の業務） 規則第48条 法第13条第1項の規定により、製造所等の所有者、管理者又は占有者が危険物保安監督者に行わせなければならない業務は、次のとおりとする。 一 危険物の取扱作業の実施に際し、当該作業が法第10条第3項の技術上の基準及び予防規程等の保安に関する規定に適合するように作業者（当該作業に立ち会う危険物取扱者を含む。次号において同

法	政 令 ・ 規 則
〔罰則〕 法第42条 次のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 四 第13条第1項の規定に違反して危険物保安監督者を定めずに事業を行つた者 ② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。 〔両罰規定〕 法第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第39条の2の2第1項又は第39条の3の2第1項 1億円以下の罰金刑 二 第41条第1項第2号又は第4号 3,000万円以下の罰金刑 三 第39条の2第1項若しくは第2項、第39条の3第1項若しくは第2項、第41条第1項（同項第2号及び第4号を除く。）、第42条第1項（同項第5号及び第7号を除く。）、第43条第1項、第43条の4又は前条第1号、第3号、第7号の3若しくは第8号 各本条の罰金刑 〔危険物保安監督者の選任〕 法第13条 ② 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、前項の規定により危険物保安監督者を定めたときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。これ	じ。）に対し必要な指示を与えること。 二 火災等の災害が発生した場合に、作業者を指揮して応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関その他関係のある者に連絡すること。 三 危険物施設保安員を置く製造所等にあつては、危険物施設保安員に必要な指示を行ない、その他の製造所等にあつては、第59条各号に掲げる業務を行なうこと。 四 火災等の災害の防止に関し、当該製造所等に隣接する製造所等その他関連する施設の関係者との間に連絡を保つこと。 五 前各号に掲げるもののほか、危険物の取扱作業の保安に関し必要な監督業務（危険物保安監督者及び危険物取扱者の責務） 令第31条 法第13条第1項の危険物保安監督者は、危険物の取扱作業に関して保安の監督をする場合は、誠実にその職務を行わなければならない。 2 危険物取扱者は、危険物の取扱作業に従事するときは、法第10条第3項の貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するとともに、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。 3 甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者は、危険物の取扱作業の立会をする場合は、取扱作業に従事する者が法第10条第3項の貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するように監督するとともに、必要に応じてこれらの者に指示を与えなければならない。 （実務経験） 規則第48条の2 法第13条第1項及び法第13条の3第4項に規定する実務経験は、製造所等における実務経験に限るものとする。 （危険物保安監督者の選任又は解任の届出書） 規則第48条の3 法第13条第2項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、別記様式第20の届出書によつて行わなければならない。この場合において、選任の届出書には、法第13条第1項に規定する実務経験を

14 ガス系消火剤のデータベース登録に関する消防機関の対応について

(平成18年3月27日 消防危第87号、消防予第121号
各都道府県消防防災主管部長 消防庁予防課長
東京消防庁・各指定都市消防長 消防庁危険物保安室長)

特定非営利活動法人消防環境ネットワーク（以下「消防環境ネットワーク」という。）が設立されたことについては、「特定非営利活動法人消防環境ネットワーク設立に伴うハロンバンク推進協議会の業務の移行について」（平成17年12月26日付け消防予第411号、消防危第312号）により通知しているところです。

ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301（以下「ハロン」という。）については、「ハロンバンクの運用等について」（平成6年2月10日付け消防予第32号、消防危第9号）に基づき消防環境ネットワークにより適切に管理されているところです。

今般、消防環境ネットワークにおいては、温室効果ガスの排出抑制を図ることとする「気候変動に関する国際連合枠組み条約の京都議定書」が平成17年2月に発効されたことを契機として、地球温暖化防止対策として二酸化炭素、HFCの地球温暖化ガスの排出抑制に取り組むとともに、資源の有効活用のため貯蔵容器等の再利用を進めていくこととされました。

このためには、ハロンを除くその他のガス系消火剤（以下「ガス系消火剤」という。）を使用する消火設備又は消火装置（以下「消火設備等」という。）の設置状況の把握が必要であることから、ガス系消火剤のデータベースの構築に係る業務が、別添「データ登録ガイドブック」により行われることとなりました。

今後、各方面において、環境保全に関する具体的な対応が図られることとなる状況から、精度の高いデータベースを構築する必要があります。

そのためには、消防機関の協力が不可欠であることから、貴職におかれましては、下記により対応していただきますとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、その旨を周知するようお願いします。

なお、本通知の実施に伴い、「二酸化炭素消火設備等に係る調査について」（平成10年4月13日付け消防予第61号、消防危第47号）は廃止します。

記

1 消防機関の対応

平成18年4月1日以降は、次に掲げる事項に留意されたい。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に関する事項

ア 法第17条の14の規定に基づく工事着工の届出の際に、別添「データ登録ガイドブック」を活用し、ガス系消火剤をデータベースに登録する必要があることを届出者である消防設備士に対して

月日	発 令	件 名	登 載 頁	備 考 改 正 沿 革
3.20	消防危 32	防油堤の漏えい防止措置等について	③ 2201	昭62消防危 119 を一部改正
3.25	" 33	防油堤目地部の補強材の性能等について	③ 2201	
3.27	" 36	危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について	③ 1801の87、 ④ 2593の52	
4. 1	" 40	「危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目について」の一部改正について	② 741	
4.13	消防予 61 消防危 47	二酸化炭素消火設備等に係る調査について	★平18消 防 予 121・消防危 87 により廃止	
5.20	消防危 54	完成検査済証等の交付手続の迅速化について	① 577の125	昭63消防危23を 一部改正
9. 4	" 79	「地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導指針について」等の一部改正について	② 1197	
9.17	消防危 83 消防救202	毒物、劇物等の混入事件に対する対応について	⑤ 6232	
9.17		顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の設置状況等に係る調査結果について	⑤ 5586	
10.26	消防危 93	アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤の取扱いに関する情報について	⑤ 6233	
11. 5	" 95	浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクに設置する屋根構造物の取扱いについて	③ 2212	
11.27	消防危102 消防救295	毒劇物混入事件防止等対策の実施について	⑤ 6236	
12. 3	消防危104	危険物の判定に係る試験器具の整備等について	① 93	
12.18	消防予218 消防危110	消防法令における「精神薄弱」の用語の見直しについて	③ 1799の73	
平 成 11 年				
1. 4	消防危 1	アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤の毒物指定について	⑤ 6241	
2.25	" 16	給油取扱所における単独荷卸しに係る運用について	② 1005	
3.17	" 22	危険物施設の変更工事に係る完成検査等について	① 577の185	
3.23	" 24	製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について	① 577の225	